

第 6 6 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 3 0 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 6 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 81号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 82号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 83号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 84号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 85号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 86号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 87号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 88号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 89号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 90号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 91号 議 案 平 成 26年 度 宍 粟 市 農 業 共 済 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 92号 議 案 平 成 26年 度 兵 庫 県 佐 用 郡 佐 用 町 ・ 宍 粟 市 三 土 中 学 校 事

務組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 第 94号議案 千種 B & G 海洋センタープール建設工事請負契約の締結について

日程第 3 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第 4 第 95号議案 宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 5 所管事務等調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 82号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 83号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 84号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 85号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 86号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 87号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 88号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 89号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 90号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 91号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 92号議案 平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 第 94号議案 千種 B & G 海洋センタープール建設工事請負契約の締結について

日程第 3 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第 4 第 95号議案 穴粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 5 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議員	2 番 稲 田 常 実 議員
3 番 藤 原 正 憲 議員	4 番 林 克 治 議員
5 番 飯 田 吉 則 議員	6 番 大 畑 利 明 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議員	1 0 番 西 本 諭 議員
1 1 番 実 友 勉 議員	1 2 番 高 山 政 信 議員
1 3 番 岸 本 義 明 議員	1 4 番 山 下 由 美 議員
1 5 番 岡 前 治 生 議員	1 6 番 小 林 健 志 議員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議員	1 8 番 秋 田 裕 三 議員

欠 席 議 員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 岸 元 秀 高 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参 事 西 山 大 作 君
会 計 管 理 者 西 川 龍 君	一宮市民局長 落 岩 一 生 君
波賀市民局長 大 島 照 雄 君	千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君
企画総務部長 中 村 司 君	まちづくり推進部長 坂 根 雅 彦 君
市民生活部次長 長 尾 一 司 君	健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君
産 業 部 長 中 岸 芳 和 君	農業委員会事務局長 山 石 俊 一 君

建設部長 鎌田 知昭 君

教育委員会教育部長 藤原 卓郎 君

総合病院事務部長 花本 孝 君

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成27年度(平成26年度事業対象)宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から、議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第81号議案～第92号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第92号議案、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、去る9月10日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) 予算決算常任委員会の審査の報告を行います。

第66回宍粟市市議会定例会において、本委員会に付託されました平成26年度各会計の歳入歳出決算に係る第81号議案から第92号議案までの12議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

全体会、審査日、平成27年9月28日。

審査場所、宍粟市議場。

出席委員、予算決算常任委員全員であります。

小委員会につきましては、審査日、平成27年9月14日、15日、16日、17日。

審査場所、宍粟市議場であります。

出席委員、実友 勉委員長、大畑利明副委員長、稲田常実議員、林 克治議員、福嶋 斉議員、榎橋美恵子議員、岸本義明議員、山下由美議員、伊藤一郎議員。

欠席委員、9月14日、山下由美議員です。

説明員、部局長以下関係職員。

審査資料、平成26年度宍粟市各会計決算書、平成26年度主要な施策の成果説明書、部局より提出のあった関係資料。

審査の経過及び結果。

平成27年8月31日の第66回宍粟市議会定例会において上程があり、9月10日に本委員会に付託され、第81号議案から第92号議案までの平成26年度決算認定に係る12議案の審査は、同日委員会を招集し、9人の委員で構成する決算委員会を設置し、詳細審査をすることに決定しました。同日決算委員会を開催し、正副委員長を互選し、審査日程及び審査要領を協議しました。

決算委員会は、9月14日、15日、16日、17日の4日間で、平成26年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に、各部局ごとに説明員の出席を求め審査を行いました。

その後、28日に全体会を招集し、決算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行い、採決の結果は次のとおり決定しました。

第81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数、認定すべきものと決しました。

第82号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定すべきものに決しました。

第83号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものに決しました。

第84号議案、平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものに決しました。

第85号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数、認定すべきものと決しました。

第86号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第87号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第88号議案、平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第89号議案、平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

全会一致で認定すべきものと決しました。

第90号議案、平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第91号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

第92号議案、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりです。

企画総務部・選挙管理委員会事務局。

一般会計決算の不用額については、約10億2,000万円となっており、効率よく事業が執行された結果の不用額はよいとしても、当初の見積もり甘さや予定どおり執行できなかったなど各種事情はあると思われるが、限られた予算枠を十分に活用し、事業効果が発揮されるよう予算編成の段階において、十分精査するように求める意見がありました。また、実質収支額については、約8億3,000万円の黒字となっており、財政健全化のための繰上償還等が行われているが、市民サービスへ充ててほしいとの意見がありました。

職員のプレゼンテーション研修については、姫路みゆき通りの「きてーな宍粟PR館」で採用1、2年目の職員を対象に実施しているとの説明でしたが、より一層の効果が出るよう求めました。

障害者就労施設の優先調達については、全庁的な取り組みにより、さらなる就労支援に努めることを求めました。

職員のメンタルヘルスについては、長期にわたる病気休暇の実態があり、労働安全衛生の推進と相談機能の充実を図ること。また、職員のスキルアップに努めることを求めました。

ふるさと納税の返礼品については、市内宿泊施設も加わったが、第三セクターばかりであるため、民間宿泊施設にも周知し、寄附者に対して多くの選択肢をつくるべきとの意見がありました。また、返礼品合戦となり、寄附金本来の意図が薄れてきているとの意見がありました。

公用車管理については、更新の目安として購入後20年以上または走行距離20万キロ、新規購入に当たっては軽自動車、ハイブリッド車を採用し、燃料費とCO₂削減に努めているとの説明でした。

ブナ基金については、想定以上に寄附が集まったため、7,500万円が未活用であ

るとの説明がありました。

職員の時間外勤務手当の増加については、各種計画の策定、固定資産の評価替え、各種統計などの業務増によるもので、組織のあり方や人員配置で次年度において調整するとの回答でしたが、業務の見直しなど総合的な対策を求めました。

まちづくり推進部。

しそく元気げんき大作戦事業、女性によるまちづくり活動支援事業については、昨年度と同様に不用額が多く発生していることに対して、多くの意見がありました。これに対し、市広報誌や自治会長会等で啓発に努めているものの、依然として事業の認知度が低いことが要因であるとの回答でした。

空き家活用支援事業補助金については、3件の利用者があるが、もっと力を入れ、活性化、人口増に繋がるよう努められたいとの意見がありました。

さつきマラソン大会については、種目の変更やブラインドランナーに対する整備を行い、特色ある大会とすべきとの意見が出され、交通規制、警備等とボランティアスタッフの負担を考慮すると新種目への取り組み等は難しいと思うが、実行委員会に対して提案をしていくとの回答でした。

スポーツセンターの改修については、屋外時計が撤去されたまま未整備となっており、早急な設置を求めました。

消費者行政推進事業については、主に被害防止に向けた取り組みがなされているが、消費者教育の取り組みはどうなっているのか質問が出され、消費者協会へ支援する中で、地産地消、環境教育活動などに取り組んでいただいているとの回答でした。

人権意識調査が平成26年度において未実施になった理由については、前回の調査結果の分析を十分に行う必要があると判断し、平成27年度において調査結果の分析を行うとの回答でした。

NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」を契機としたイベントに対する経済波及効果については、十分検証し、一過性でなく、今後の取り組みに繋げるべきとの意見がありました。

旧一宮町のコミュニティセンター管理費については、市合併当初からまだ調整ができていない項目であり、平成31年度までに結論を出していきたいとの回答でした。

市民生活部。

市税収納状況における収入未済の解消については、収入未済額が前年度に比べ約7,250万円減少となるなど、一定の効果が上がっているとのことでした。しかしな

がら、市民税をはじめ収入未済額全体としては、依然として多額にのぼっている。厳しい財政状況の下、財源の確保及び負担の公平性の観点から、引き続き、適切な債権管理と厳正な回収、専門職員の配置などに取り組み、収入未済の解消と新たな滞納発生防止に努めるよう求めました。また、平成26年度より実施しているコンビニ収納の効果を検証するとの回答がありました。

再生可能エネルギー普及促進事業については、太陽光発電システム78件、木質燃焼機器購入13件など、再生可能エネルギー利用促進事業補助金は、前年度を上回っており、地球温暖化の防止とともに、エネルギー自給率の向上に寄与している。

しかしながら、豊富な資源量を有する木質バイオマスの利用と地域経済の活性化に通ずる施策展開が不十分であり、木質ペレット燃焼機器の普及及び木質ペレットの需要拡大への積極的な取り組みを求めました。

バイオマス燃焼機器導入等によるCO₂削減については、さらなるカーボン・オフセットの取り組みを求めました。

廃棄物の減量化と再資源化の推進については、本年度のごみ排出量1万585トン（対前年度9トン減）であるが、生ごみ処理機購入補助（27台）など減量化の施策として効果が発揮されていないとの意見がありました。また、リサイクル率17.5%も目標値を大きく下回っており、リサイクル資源集団回収量も、近年減少傾向にある。

廃棄物の減量化と再資源化の推進に対する有効な施策の展開を求めました。さらに、ごみ排出量の減少にもかかわらず、ごみ収集運搬等に係る経費は増え続けており、家庭ごみの収集方法やステーションのあり方について検証すべきとの意見がありました。

国民健康保険における保健衛生普及事業については、診療報酬明細書の点検（レセプト点検）による、本年度の是正額が約1,600万円であったとの説明がありました。国保制度を安定的に運営していくため、医療機関からの過剰な診療報酬請求の抑止や第三者行為を早期に発見し、医療費の適正化を図るなど成果を見せているとのことでした。

しかしながら、労災保険給付の原因である事故等の発見に対する取り組みが不十分であり、引き続き、適正受診及び医療費抑制への啓発に努められたいとの意見がありました。

また、健康者表彰（医療費ゼロ者）などの創設による医療費の抑制策について、前向きな検討を求める意見がありました。

住宅建設資金等貸付金事業については、安易に不納欠損とならないように早急な対応を求める意見が出されました。

健康福祉部。

外出支援サービスについては、今後、公共交通の利用者の状況を判断しながらの整備となるが、移動困難者に対するきめ細やかな対応を求めました。

出会いサポート事業については、初婚だけに限らず幅広く募集してほしいとの意見がありました。

夜間応急診療所については、午後10時までとなっており、時間の延長を望む意見がありました。医師の負担が大きく医師会との調整が必要になるとの回答でありました。

介護保険料については、滞納者が多いため生活実態を把握しつつ、低所得者等に配慮した取り組みを求めました。

敬老会開催補助事業については、参加率が40%を切っている状況が続いている説明がありました。補助金は、75歳以上高齢者一人につき1,600円が交付されており、用途に対する適正化や事業効果に対して検討すべきとの意見がありました。これに対し、効果的な開催方法を協議するとの回答でした。

シルバーパワーアップ事業のいきいき百歳体操の効果については、まだ始まったばかりなので、具体的な指標、成果は出ていないが、健康寿命を延ばすことが目的であり、アンケートをとった結果では、実施会場、参加者が増え、体力づくりの効果が出ているように思われると説明がありました。

障害者相談支援事業については、民間の事業所に委託していくが、民間で対応できない部分については行政で対応していくという説明がありました。

千種診療所については、町内で唯一の医療機関であり、保健、医療、福祉の連携により業務が行われているが、医師を2名から1名に削減したことによる医療、福祉の後退が危惧されるとの意見がありました。医師の削減に伴って地域医療・福祉に課題が存在しないか検証を求めました。

産業部・農業委員会事務局。

農業関係については、農地の保全管理や荒廃防止に努め、国、県事業などを活用し、農産物への被害防止や、農業経営の安定を図ったと説明がありました。

ファームマイレージ推進事業については、当初の事業目的では身近な農地で作られた農産物を購入すれば、どれだけ農地保全に繋がっているかを消費者に伝え、消費者に農地の守り手になってもらうということであったが、穴粟産物応援事業へ

と変わり、目的が曖昧になっているとの意見がありました。これに対し、事業実施に当たり生産者や販売者と協議する中で、事務負担が多いため変更したとの説明があり、今後の事業検証を行う中で検討するとの回答でした。地元農産物の生産と消費意欲の向上並びに農地保全に繋がるよう求めました。なお、現在の宍粟産物に張ったシールを集め、抽せんで産物をプレゼントする取り組みは、消費者にとってはうれしい取り組みであり、継続してほしいとの意見もありました。

林業関係については、各種事業により、公有林の整備や私有林の整備を推進し、持続可能な森林経営や森林の公益的機能の維持増大を図ったとの説明がありました。また、里山林整備事業については、市から個別の地域へ事業提案することができないかとの意見が出されました。これに対し、県の事業採択件数が少ないことや地域において事業実施後に10年間の管理を必要とするなどの現状があり、個別の地域へ提案するに至れないとの回答がありました。

商工関係については、商工会と連携し、市内企業の安定的経営を支援し、若年層の市内定住をめざし、求職、求人合同事業所説明会等を開催したとの説明がありました。また、地域の特性を生かした特産品開発の支援を行い、特産振興と販路の拡大に努めたと説明があり、さらなる特産品によるまちおこしを考えるべきとの意見が出され、努力していくとの回答でした。

観光関係については、市北部の活性化が宍粟市南部、東西へと波及効果による市全体の活性化に繋がることから、県内初の森林セラピー事業をはじめ、国道29号北部活性化を推進するとの説明がありました。これに関連し、観光の問い合わせに対して、丁寧と感じよい対応でおもてなしの心を持って接し、観光の入り込み客の増加を図りたいとの意見が出され、関係者に周知を図るとの回答でした。

また、ふるさと宍粟PR館設置事業については、店舗売り上げを伸ばすことも大事だが、宍粟市のPRと来訪者数を数値目標とすべきとの意見がありました。また、その効果を検証する中で、3年目以降の継続事業としての実施も検討すべきとの意見がありました。

学生合宿促進事業補助金については、新規の申請が少ないため、市のホームページだけではなく、さまざまな機関に働きかけてほしいとの意見が出され、努力していくとの回答でした。

農業委員会関係については、農地パトロールの実施と指導通知による耕作放棄地対策の取り組みが強化されているとの説明がありました。管理不十分な農地等に対する指導の成果として、76筆6ヘクタールの耕作放棄地が解消されており、今後

おいても、農地・水保全管理支払交付金事業などの活用を含めた耕作放棄地解消の取り組みを求めました。

建設部。

道路整備については、「新しいものをつくる」から「今あるものを守る」を重点に置くとの説明があり、その視点は何に定めてあるかとの質問が出され、市の総合計画、国、県の方針に従って行っているとの回答でした。

道路整備における優先順位表の「協力度」項目については、順位判定に考慮すべきものでないとの意見がありました。これに対して、事業実施する中で、反対があれば事業効果が得られないため、重要な判断基準の一つであるとの回答でした。

河川改修については、毎年開催される意見交換会で国、県へ要望を行っているとの説明がありました。

公営住宅整備計画については、耐用年数を迎えるものがあり、建替計画に基づき順次進めるとの説明がありました。また、木造による建築も検討していくとの説明がありました。

住宅使用料の滞納については、各市民局で対応しているとの説明がありました。これに対し、滞納件数ゼロの市民局もあることから、関係職員の意見交換などを実施し、滞納件数の減少に向けた取り組みを求めました。

公園や駐車場のトイレ清掃や管理については、シルバー人材センターに委託してあるとの説明でしたが、清潔できれいなトイレをめざしてほしいとの意見がありました。

下水道接続率については、普及率99.12%に対して92.57%であり、さらなる接続率向上を求めましたが、後継ぎがない、多額の費用を要する、合併浄化槽により下水処理されているなど各種事情があり、接続率が高まらない状況であるとの回答でした。

上下水道料金の滞納については、生活実態の把握に努め、適正な対応を行うとともに、他の部署との連携を図ることにより、滞納金額の減少を求めました。

会計課。

利子及び配当金については、国債、県債で保有しているものを繰替運用することによって前年度より約1億2,000万円増となった説明がありました。

議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局。

政務活動費については、研修報告を広報で発行するなど、執行率を上げるべきで

はないかとの意見がありました。

監査委員事務局については、例月出納検査12回をはじめ、決算審査や定例監査を実施したとの説明がありました。

公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、特に意見はありませんでした。

教育委員会。

中学生徒のスクイム市派遣における選考については、面接で英語力や意欲を確認するとともに、スクイム市との協議結果により交換留学ができることを選考条件としているとの説明がありました。これに対し、保護者負担を少なくし参加したいという子どもさんも参加できるような選考基準に改善すべきとの意見がありました。

学校生き生きプロジェクト事業の補助金については、消耗品等に充当するのではなく、新しい企画等を提案した学校に優先して補助すべきとの意見がありました。

給食センター管理運営費については、地産地消率を数値目標とするのではなく、完食グラフ等を推進し、残食率の低下を目標にすべきと指摘する意見がありました。

学校給食異物混入問題については、山崎学校給食センターの異物混入数が平成26年度より急増している。報告されていたのにもかかわらず教育委員会の対応が遅れたことを反省するとともに、早急に人的環境・物的環境の見直しと整備を求めました。

学校規模適正化推進事業については、適正規模化が行われ、少人数の時よりも一人ひとりの子どもに教師の目が届きにくくなったのではないかとの意見がありました。子どもの変化を見逃さない体制づくりが必要であるとの意見がありました。

宍粟市いじめ防止対策推進事業については、いじめは迫害であり、虐待と同じく人格破壊をもたらし、将来にわたって心に大きな傷を受けるものであるとの認識を持ち、未然防止や早期発見、適切な早期対応を求めました。

保育所については、待機児童の解消や延長保育を求める意見があり、保護者ニーズを把握しながら検討していくとの回答でした。また、旧山崎町内の3歳児教育の実施について進展していないとの指摘については、民間保育所と協議しているとの回答でした。

総合病院。

地域医療の中核を担う総合病院として厳しい経営状況が続く中、平成26年度は、四つの基本方針のもと事業展開がなされたと説明がありました。

一つ目の医師確保については、内科医2名、産婦人科医1名を招聘したものの、

2名の内科医が退職した。整形外科については、非常勤医2名、リハビリ専門医は1名の派遣を受けたとの説明がありました。

二つ目の病院機能の充実については、放射線画像保存通信システム及びレーザー内視鏡システム等の更新を行ったとの説明がありました。

三つ目の在宅復帰に向けた取り組みについては、5階病棟を地域包括ケア病棟に移行し、急性期を経過した患者の在宅復帰を支援したとの説明がありました。

四つ目の経営改善については、入院患者・外来患者数の伸びはあるものの事業費用の増加により経営改善には至っておらず、結果として平成26年度の純損失は約4億8,000万円となっているとの説明がありました。

審査の過程では、一般会計からの繰出金の内容やあり方についての質疑が行われ、救急医療や医師確保対策等に関する一般会計からの繰出金の内容や必要性を確認しました。

また、救急対応の受け入れについては、具体的な事例により指摘を行ったところ、適切な対応に向け努力していくとの回答がありました。

中山間地域の公立病院であり医師確保は非常に厳しい状況ではありますが、地域医療の核であり、市民が安心して生活するためには必要不可欠な施設であることから、さらなる医師確保と経営改善に向けた努力を求めました。

以上で、報告を終わります。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑は省略して、討論を行います。

御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第81号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第81号議案、2014年度宍粟市一般会計決算に対する反対討論を行います。

2014年4月から、消費税が3%引き上げになり、市民にとっては大きな負担が増え、苦しい生活がますます苦しくなった年となりました。

今決算は、福元市長になって初めての予算が執行された決算です。

合併後の長年の懸案事項であった上下水道料金の統一が市民にとっては概ね負担軽減の方向で実施され、喜ばしいことであります。

さらに、2014年、4月より市内のスポーツ施設の利用料が高齢者や中学生までの子ども、障害者等の利用が無料になることや5歳児検診が新たに始まり、発達障害などの早期発見に繋がることが期待できることなど評価できる施策もありました。しかし、次に指摘するような問題点を抱えた決算であり、認定に賛成することはできません。

1点目には、千種、土万、菅野、波賀地域における小学校の統廃合が進みました。協議会を設け、地域住民の合意のもとで行われているとはいうものの、過疎化に拍車がかかることが心配されます。しかも、廃校になる校舎の再利用もなかなか難しいのが元千種北小学校の現状を見てもわかります。

2点目には、私たちは反対している民営化を前提とした認定こども園の計画も進行しておりますが、幼保一元化の目的は、真に子どものためではなく公立の幼稚園、保育所を廃止し、公務員を削減することであることが明確になりました。

幼児教育・保育は公立と民間、それぞれに役割があり、それぞれが併存してこそ宍粟市のよりよい子育て環境が守られます。

3点目には、この間、住宅建設資金等の貸付金の整理が進み、債権放棄も提案されていますが、債権放棄は行政にとっては最悪の処理方法です。返済見通しのない債権は、処理しなければならないと思いますが、なぜこのような事態になるまで放置されてきたのか、その責任の所在はどこにあるのかなど、全額公費である以上明らかにされなければなりません。

今決算では、滞納件数は73件であり、その滞納総額は1億1,522万円であり、その収納率は3%弱とほとんど進んでいないというのが現状です。そして、当年度の不納欠損額は455万円にものぼっています。また、滞納件数73件のうち、借受人死亡が38件、連帯保証人二人のうち一人目が死亡しているのが42件、二人目が21件と、ますます返済を求める環境は限られてきています。

4点目には、菅山振興会の借地で山崎西中学校の運動場には362万円もの借地料が毎年支払われており、合併前からの公金による借地料の総額は多額になっています。義務教育である公立中学校の運動場が借地という、通常あり得ない状態が続いています。この土地は、歴史をさかのぼれば公有地であり、市長として菅山振興会に寄附を求めるべきであります。

5点目には、外出支援サービスの見直しが行われておりますが、これはもともと行政側は予算が膨らむのを理解した上で、タクシー料金による支払いに変更したのであります。それと、みなし認定により利用者が大きく膨らんだことによります。行政の制度として本則で規定されていない利用者が一番多くなるなどということは、制度設計の誤りであります。来年4月からは、利用認定の基準を厳しくして、高齢者は要介護3以上を原則とするようではありますが、要介護3以上の高齢者は多くの方が外出できる環境にある人は少ないと思われまます。要支援の方でも外出が困難な方もあり、真にこのサービスが必要な方から取り上げるべきではありません。

みなし認定をなくすためには、少なくとも要介護認定を受けることを条件とすれば、多くのみなし認定はなくすことができると思います。

また、費用負担も所得に応じて段階別の負担額を設けるなど、低所得者に配慮した制度とすべきであります。

6点目には、学校給食センターの異物混入が、今年度明らかになりました。そこで、議員団として合併後10年間の資料提出を求めましたが、資料の保管期間が過ぎているとの理由で、2012年以降しか明らかになりませんでした。

山崎学校給食センターでは、2012年が6件、2013年が17件、2014年が40件と2倍、3倍のペースで増えています。

しかも、これだけの異物混入がありながら、教育委員会は誰一人として処分をしていないという危機感のない状況であることも明らかになりました。たとえ一本の髪の毛であったとしても、異物混入は絶対にあってはならないことでもあります。子どもたちの健康と安全に責任を負わなければならない教育委員会として、今回明るみになった事態を踏まえて、過去の給食センター所長も含めて、現場で責任のある職員、教育部長、教育長、教育委員会も責任をとるべきであります。

このような背景には、学校給食会計が別会計になっており、議会の監視機能が働かなかった要因もあります。合併前の波賀町がやっていたように、学校給食会計も速やかに来年度から一般会計に入れ、議会のチェックが行えるようにすべきであります。

最後に、宍粟市図書館の館長が嘱託職員になっております。また、図書館司書の資格を持っているにもかかわらず、その身分保障は臨時職員となっているケースもあります。当然、館長は図書館司書の資格を持った職員をあてるべきでありますし、専門資格を持っている職員は正職員とすべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

13番、岸本義明議員。

13番（岸本義明君） 13番、岸本です。第81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、予算は議会が承認したものです。その議会が承認した予算に基づき、適正に事業が執行されたか、当初予定の成果が出せたかについてを認定することを主眼とし、決算書並びに主な施策の成果説明書を精査した上で、各部局の詳細な資料に基づく説明を受け、いろんな角度から審査をいたしました。

その結果、事業は予算に沿って適正に執行されており、中には予想以上に成果が上がった事業もあり、市長をはじめ職員の皆様の汗と努力、そして市民の皆様の協力のたまものと評価いたします。

ただ、幾つかの事業で満足な結果が出せなかったものもあり、そのため不用額が生じておりますが、その理由・原因を検証すれば、今年度中に対応できるもの、あるいは次年度予算編成において対応できるものであり、このたびの決算認定に大きな障害を及ぼすものとは言えず、よって認定することに賛成するものであります。

議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、第82号議案から第86号議案についての討論を行います。

第82号議案、第85号議案、第86号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第82号議案、2014年度宍粟市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

2011年度の兵庫の国保の統計資料によりますと、宍粟市の一人当たりの国保税は41市町中5番目の高さであり、医療費は35番目と低い水準にあります。

基金が底をついている現状では、国保税を引き下げるためには、一般会計からの繰り入れしかありません。一般会計の黒字の8億円の一部を充てれば、国保税を引き下げることは十分にできます。国保税が高くなった大もとの原因は、国が補助金を大幅に減らしたことにありますが、多くの自治体は国保加入者の国保税を軽減するために、ルール分以外の繰り入れをして、国保税を少しでも安くする努力をしています。国保は高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費は高くなります。今こ

そ、一般会計からの繰入金を大幅に増やして、負担感のない国保税額にすべきであります。

また、国保の資格証明書や短期保険証の発行は、国保加入者が医療機関にかかりにくくするものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上、指摘して反対討論とします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。平成26年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険特別会計は、年々増大する医療費負担により、極めて厳しい財政状況であり、国民健康保険の事業運営には大変苦慮しているものと認識をいたしております。

平成26年度決算では、歳入の主財源であります国民健康保険税の収入はコンビニ収納の導入による納税環境の整備により、収納率の向上に努めているものの、財源の確保では前年度を下回っており、さらなる収納率の向上に努めていただきたいものであります。

また、保険料の負担が増しているため、保険料を払えない国保加入世帯や、あるいは無保険状態にある市民の生活実態、健康実態の把握に努め、その改善にはさまざまな角度からの施策展開を国や市行政に求めるところであります。

一方、歳出では、医療需要の高い高齢者を多く抱えていることから、年々医療費が増加しています。平成26年度決算では、過剰な診療報酬請求の抑止や第三者行為の早期発見と対応などにより、医療費の適正化に一定の成果を見せています。今後さらなる医療費の抑制のためにも、特定健診などの受診率の向上に努めていただき、今まで以上の保険事業の充実を求めるものであります。

国民健康保険事業には、無職の方や派遣、パートなど、非正規雇用の人々など、他の医療保険に加入できない人々を支えるという重要な役割があります。国民健康保険事業の中身がより充実する方向での施策展開と、皆保険体制の充実に繋がるよう、より一層の努力をされることを要望して賛成の討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、反対の発言を許可します。

14番、山下由美議員、85号、86号、続けてお願いいたします。

14番（山下由美君） 日本共産党穴粟市会議員団を代表して、第85号議案、2014年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であります。

医療費を支払う仕組みも一定期間過ぎると、病院が医療行為をすればするほど、赤字になる制度になっており、高齢者に必要な医療が受けられる保証がありません。後期高齢者医療制度は、直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう、国に求めるべきであります。

以上、指摘して反対討論といたします。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第86号議案、2014年度宍粟市介護保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

介護保険は、制度ができていない、保険料の負担と1割の利用料負担が大きく、介護認定に応じたサービスが受けられない欠陥のある保険制度です。

介護保険も医療保険と同じように早期発見、早期治療が医療費増を抑えるかなめであるように、要支援の段階からしっかりサポートしてこそ介護費用の軽減に繋がるものであり、介護予防こそ大切であります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第85号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

歳出の98%が広域連合への納付金で、高齢者医療の確保に必要な財源であり、被保険者が安心して適切な医療を受けられるためのものであります。

よって、賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第86号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

宍粟市の65歳以上の人口の割合は、平成27年3月末で30.7%。今後、高齢化がさらに進む中、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。高齢者が地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、高齢者を地域や社会全体で支える仕組みづくり地域包括ケアの実現に向けての事業に取り組んでいるものであり、賛成をいたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 次に、第87号議案から第92号議案について討論を行います。

本6議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第81号議案を採決いたします。

第81号議案を起立により採決をいたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであるとのことであります。

第81号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第81号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第82号議案を採決いたします。

第82号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第82号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第82号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第83号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきとするものであります。

お諮りをいたします。

第83号議案について、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第84号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第84号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第85号議案の採決を行います。

第85号議案を起立により採決をいたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第85号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第85号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第86号議案の採決を行います。

第86号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第86号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第86号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第87号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第87号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第88号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第88号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第88号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第89号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第90号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第90号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第91号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第91号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第92号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りをいたします。

第92号議案について、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

ここで休憩をとります。

午前11時0分まで休憩いたします。

暫時休憩。

午前10時41分休憩

午前11時00分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第94号議案

議長(秋田裕三君) 日程第2、第94号議案、千種B & G海洋センタープール建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る9月24日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成27年9月24日に審査付託のありました、第94号議案、千種B & G海洋センタープール建設工事請負契約の締結については、9月24日に第12回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第94号議案については、千種B & G海洋センタープールが建設から34年経過し、経年とともに老朽化が著しいことから、建て替えをしようとするものであります。

内容につきましては、年間を通じて市民の健康増進と体力づくりが行えることを目的とし、温水プールを建設するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。何点かお聞きしたいと思うんですけれども、1点目には、今回、B & Gプールの入札が遅れた要因として、担当部としては当初木造を考えていたというふうなことで説明があったように記憶しているんですけども、なぜその木造というのを諦めざるを得なかったのか。その点について議論があったのかなかったのか、もしあったとすれば、どういう理由であったのか、お聞かせ願えたらと思います。

それと、2点目でありますけれども、2回目の入札でやっと落札というふうなことになって、1回目は不落の入札ということになっておるんですけども、それで、1回目の入札と2回目の入札の設計の変更内容というのが資料で出ておるんですけども、これが全部で10項目ありまして、それで大変気になるのが、例えば玄関ホールの正面壁というのが穴粟産材ヒノキ張りをビニールクロス張りに変更とか、あと、プール出入口天井をヒノキ板張りをバスリブ張りに変更とかというふうなことで、ある意味その玄関とか入り口というのは、その施設の象徴的な役割を果たすデザインではなかったのかなと思うんですけれども、今回、費用を削減するということで、変更であるとか中止であるとか、特に太陽光発電なんか30キロを10キロに減らすとかというふうな大幅な変更が加えられているんですけども、これで当初、市としてイメージしておった、温水プールは維持されておりますけれども、穴粟市のイメージにあった温水プールの建設ということから、かなり後退しているんじゃないかなというふうな思いを持ったんですけれども、そのあたりの変更内容については議論がなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、具体的に今回、工事の入札ではあったわけではありますけれども、温水プールというのはかなり運営経費がかかる設備であります。そういうことで、どのような利用料金を設定するかというふうなことも大切ではないかと思うんですけれども、それは今後提案されてくるかもしれませんけれども、つくるを前提として、どの程度の利用見込みを見込んでいるのかということも含めて、そういうふうなことに対しても議論があったのか、もしあったとすれば、どのような内容であったのかをお示し願えたらと思います。

それと、この間、不落なり予定価格ぎりぎりの入札が多いということで、前回も私たちは賛成しましたけれども、下水道の千種の中央監視システムなんかについても落札率が高いというふうなことで、反対の意見もありました。

それで、今回についても1回目はどういう内容であったかわからないんですけれども、今回についても97.9%で2社でのくじ引きというふうなことになっておりますけれども、この高値での張りつきの入札結果についての議論はなかったのかどうか。

以上の点をお聞かせ願えたらと思います。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、1点目の入札が木造にした理由ということでございます。

説明では、木造にした場合ということで、少しは変更になったということなんですけれども、大幅な変更だろうと思うんですけれども、躯体工事が木造の修正工事ということの梁等々を使うということでございました。そういったことで、少し供給のことも考え合わせたということでございます。

また、躯体費用につきましては、やはり鉄筋の工事と照らし合わせますと、数千円以上かかるということで見直しをされたということでございます。

2点目の不落のことでございますけれども、大幅な変更をしたということでございます。当日その資料には出てきていなかったんですけれども、お手元にお持ちだろうと思うんですけれども、玄関ホールの壁のクロス張りに変更したとか、そういったことで変更して、やはりその価格に合わすようにするように持って行ったということでございます。

また、先ほど申されましたように、宍粟材を使用するというのも当初考えておったようでございますけれども、ビニールクロス張りになったということでございます。委員会の中で、せっかく宍粟材、山に囲まれた地域でございますので、宍粟材をふんだんに使っていただきたいということを申し伝えをさせていただきました。

3点目の料金の設定でございますけれども、今後において検討されるようでございますけれども、一宮にありますスポニックパークの料金、また、民間企業の温水プール等々を照らし合わせながら検討してまいりたいということでございます。

4点目のこれまでに行了しました入札の結果でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいますように、ぎりぎりの入札ということでございますけれども、この入札につきましては審議されておられません。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。委員長報告に対する質疑なんで、当然、答弁には限界があると思うんですけれども、今後、今回のように大幅な変更を伴う事業

については、設計変更という手法ではなくて、一旦補正予算を組み直して、その目的であるとか、太陽光発電にしても、その宍粟材を使うということにしてもお金がかかることなんですよね。でも、宍粟市としては、宍粟材の普及であるとか、再生可能エネルギーの普及に努めるという方針を持っているわけですから、あまりにもこういう変更、予算の枠内におさめるために、市としての方針を曲げざるを得ないような、そういうことに関しては、もっと委員会で議論して、入札があるまでに補正予算なりを緊急に上程していただいても結構なんで、やっぱり市の方針に合った施設を建設するということが大事じゃないかと思うんですけども、そういうふうな議論はなかなか難しいかとは思いますが、その前段階としてそういうふうな再入札を執行する以前の課題として、そういうふうな説明は当局からはなかったんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） そういった意見については、当局からはございませんでした。また、岡前議員のほうから言われました貴重な御意見については、今後、総務委員会でも取り上げさせていただきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。

私は、第94号議案、千種B & G海洋センタープール建設工事請負契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

まず、当初の計画でランニングコスト等を算出するんですけども、そのときに、重油ボイラー、これは全く今回の当初の計画では設置は想定されていませんでした。木質ペレットボイラーを導入するために、逆に否定されていたぐらいのものなんですけれども、今回ペレットボイラーよりも定格出力が大きな重油ボイラーが導入されているという工事であるということ。

次には、ちくさ杉の子認定こども園の園舎建設に携わった事業者、また、一宮北小学校校舎建設に携わる事業者が、今回入札に参加していらっしゃいます。このこ

とからも併設されるような複数の大きな施設は別工事ではなく、一括発注したほうが事業者にとっても、発注者である市にとってもメリットが大きいというふうに考えられます。しかし、別工事となったということで、本来節約できていた支出、これがされているのではないかとということが懸念されます。

また、次に、木造について、委員会のほうでは、今委員長の報告等の質疑でもありましたが、市内の木材供給体制が整っていない、それによって資材、建設費が結果として高くなってしまおうという説明がありました。豊かな森林資源をもとに林業を振興しているまちに、新たにできるシンボリックな建物としては言いがたい状況であるということ。

最後なんですが、今回も予定価格4億1,658万3,000円に対して、4億800万円。大体98%の落札率でした。一般的に90から、一般論です、90から95を超える落札率の場合は談合が疑われるというのが、これは一般論、あくまで一般論ですが、とされています。

現在の経済状況や全国の建設需要等を考えるとやむを得ない状況ということも考えられるんですけれども、発注者である市、また入札に参加いただいている事業者とともに、何ら後ろめたいことがないということであれば、今後も同じような形態で入札を堂々と執行していただければいいと思います。

ただし、公金の支出について無駄やむらがないかどうかをチェックするのは議会の大きな役割です。もし、何らかの理由で公正な競争を阻害する原因があり、公金が、公的支出が無駄やむらがあるとすれば、その原因に対して今後も議会は目を光らせているということを宣言するという意味も込めて、反対討論といたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 10番、西本でございます。第94号議案、千種B & G海洋センタープール建設工事請負契約の締結についての議案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案につきましては、市民の健康増進と学校教育に大いに寄与するものであり、また入札についても適正に行われており、賛成といたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第94号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第94号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第94号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 発議第3号

議長(秋田裕三君) 日程第3、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本発議は、去る9月10日の本会議で総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をさせていただきます。

平成27年9月10日に審査付託のありました、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書については、9月の17日に第11回総務文教常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

今回の意見書は、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立並びに地方財政の充実・強化を強く求める意見書であります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、林 克治議員。

4番(林 克治君) 4番、林でございます。委員長に質疑というより確認をちょっと行いたいんですけども、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出なんですけども、地方財源の確保とか、地方財政支援、また直面する諸課題の対応については、全国の知事会、全国市長会、全国町村会、また全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の地方6団体が地方自治確立対策協議会という

組織を結成し、政府、国会等に対し要望等の活動を行っております。それで、今まで個々にはそういうことを行わないというようになっていたと思うんです。それがなぜ今回、宍粟市議会としてあえて意見書を提出する必要性が生じたのか。また、必要があるのかないのかということについて議論されたのかどうか、お伺いいたします。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 林議員の発言に対して答弁をさせていただきます。

その件に関しましては、審査をしておりません。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。表題だけ見たら地方財政の充実・強化ということですから、宍粟市にとっても当然必要かなというふうに思うんですけれども、その具体的な中身を読んでみますと、確かに社会保障の財源をとか、地方財政の財源を求めるとかというふうなことでなっておるんですけれども、その一番肝心のそれではその社会保障であるとか、地方財政の財源をどこに求めるかということについては、一切触れておられないんですね、今回の意見書は。

そういうことから言いますと、今の政府の方針でいきますと、社会保障とかというものについては、あくまで消費税の引き上げしか考えていないというのが政府の立場でありますから、こういうふうな意見書をただ出してしまいますと、ある意味やぶ蛇になってしまう可能性もあると思うんですよ。

それで、ある意味その財源を措置してもらいたいのであれば、その消費税の引き上げを認めなさいというふうなことにも繋がってこようかと思うんで、そういう意味では、この今回の意見書の中身というのは、ある意味ちょっと足りないところがあるのではないかなと思うんですけれども、そういう議論はなかったですか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） そういった議論はしませんでした。されませんでした。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

それでは、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

4番、林 克治議員。

4番（林 克治君） 4番、林です。地方財政の充実・強化を求める意見書について、反対の立場で討論を行います。

先ほども申し上げたんですけれども、地方財源の確保、また地方財政支援、直面する諸課題への対応については、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の地方6団体が、個々の団体における活動のほかに、6団体共通の目的を達成するための地方自治確立対策協議会、それを組織して、地方行財政の健全な発展を図るため、政府、国会等に対しまして要望を行うなど、さまざまな活動を行っておるため、今まで個々には行わないようになっていたと思います。このことについては、議員各位御承知のとおりであります。

宍粟市で災害が発生して、財政に支援が必要であるとかという特別な事情がある場合は別なんですけれども、上位組織が要望、要求しているにもかかわらず、あえて意見書を提出するということは、全国市議会議長会の組織の一員としてその資質を問われることにもなるので、反対するものであります。

議員各位の良識ある判断をお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 10番、西本でございます。発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

私たち地方自治体にとってとまらない人口減少、増加する社会保障の大きな流れの中で、健全な財政運営と住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、懸命に努力するものの明るい兆しがまだまだ見えないのが現状でございます。

よって、さらなる国の財政支援の強化を求めるものであり、発議第3号に賛成といたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号を起立により採決いたします。

本発議に対する委員長報告は可決であります。

発議第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

発議第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

なお、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第4 第95号議案

議長(秋田裕三君) 日程第4、第95号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第95号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この間の行政ネットワークの遮断、入札執行のミス、給食センターでの異物混入など行政執行上のミスに加え、公務執行妨害による職員の逮捕により市民の皆様をはじめ各関係者に多大な御迷惑と御心配をおかけするとともに、市政全般の信用、信頼を損ねることとなったことにつきましては、一般質問でも御答弁させていただいたとおり、任命権者として重く受けとめ、責任の重大さを認識しているところであります。

中でも、公務執行妨害容疑で逮捕された職員の懲戒処分につきましては、公判中であり、司法の判断を待つこととしておりました。先日の公判で判決が下されたことから、判決文の内容となっている事実基準に基づいて、判決日の9月25日付で任命権者としての人事処分として、懲戒免職処分を行いました。

これらのことから、宍粟市の行政運営を預かる者として、責任の重大さを認識し、本条例において市長及び副市長の給料月額100分の10を3カ月の間、減額するとともに、教育長においてはたび重なる給食センターの異物混入による任命権者としての責任から、10月分の給料月額について100分の5を減額しようとするものであり

ます。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。市長の今回、最終日に出されてきた給与の減額、自分に対しての処分という意味での決断は大変評価いたします。評価いたしますという言い方は、ちょっと上から目線なんであれなんですけれども、市長が自ら行政責任の重大さを認識しておられるというその態度には共感をいたします。

でも、ただ気になりますのは、前回、公金横領の事件があって、それを比較した場合にどうなのかという点で見えますと、市長、副市長の減額については妥当な線かなというふうに思うんですけれども、先ほども私たち反対討論の中で、学校給食センターの異物混入について触れましたけれども、2012年が6件であったものが、2013年が17件、そして2014年には40件というふうなことで、山崎学校給食センターについては考えられない数字でこういう異物混入の確認がとれておると。それで、その裏には、異物混入が確認できていないことも勘案しますと、恐らくこの裏には相当数の異物混入があったというふうに判断されるわけですよ。そういう中で、教育長の給与の減額というのが平成27年の10月分に限ってその減給の額についても100分の5だというふうなことについてどう見るかということなんですけれども、これについて市長として、任命権者ですよ、教育長についても。ですから、教育長について、私が申し上げましたように、1件1件の事件が本来あってはならない事件が何十件と起きておるという現実を踏まえたと、少し軽いのかなというふうなことを思いますが、その点はいかがでしょうか。

それと、もう1点は一般質問でも述べましたけれども、一番の最高責任者が責任をとるという形は、こういう格好しかないわけでありましてけれども、その一般の職員については職員の規則なり条例に基づいてきちっとどういうふうなことに対してはどういうふうな処分内容とするという基準があります。

そういうことで今回、特に教育委員会は一切その処分をしていないということでありましたけれども、教育委員会とその市長部局の職員については、具体的にそれぞれ担当部長なり、その課長なり、例えば給食センターであったら所長なりという役職があったと思うんですけれども、それぞれの職員の処分についてはどういうふ

うにされたのか、これも氏名の公表を求めているわけではありませんけれども、やはりどの役職の方がどこまでさかのぼって処分されたのかということは、公にならない限り職員の皆さんにとってもその処分を受けたという実感は湧かないと思うんですよね。恐らく減給というふうな厳しい処分はなされていないと思いますので、ですから、具体的にどのような役職の方にどのような処分を下されたのか、その点はやっぱり公の会議の席上で公表してもらう必要があると思いますので、その点いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今回の条例の提案については、冒頭提案理由で御説明したとおり私自身の責任の重大さを認識しながら、今回提案していることは私自身妥当だと、このように判断しております。

なおまた、教育長につきましても、私自身が任命権者であります。そういう観点からこういった形をとっております。御理解いただきたいと、このように思います。

なおまた、一般質問でもいろいろ御答弁申し上げましたが、職員も特に行政ネットワーク、あるいは入札執行、また給食センターのこのことについては、それぞれ当然あってはならないことではありますが、また裏返しますと、職員もいろいろな立場で鋭意努力しております。かえって萎縮するということにはこれまた公務上非常に大変な損失を来すという、こういう考え方からしても、先般申し上げたとおり、職員に対してはそういった処分をしており、詳しいことについては副市長のほうから少し答弁させていただきます。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 具体的に公表のことでございますが、その都度報告を受けた際に、それぞれの関与のあり方、また事実関係を把握しまして、懲戒委員会で協議をいたしております。固有名詞は公表等は困難なこともございますので、こういった役職でどのようなことの内容かということについては、改めましてまた報告をしたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。教育長からもちよっと答弁いただきたいと思うんですけれども、その給食センターの異物混入に関しては、職員についてはどのような処分をされたのか。少なくとも、教育長として責任がない部分というのも確かにあるかと思うんですけれども、当然、2014年度というふうなことになりまして責任が生じてまいりますし、今回の異物混入事件に関しては、その現場の給食セン

ターの所長とかが、当然何らかの責任を負うと。それで、その上の管理監督責任である教育部長、そして教育委員会、そして教育長という格好で処分が下されるべきだと思うんですけれども、今回、先ほども言いましたように教育長についてはこういう格好で処分が提案されてきました。ほかの部下の職員についてはどういうふうな処分を具体的にされたのか、そのあたりをお示し願えたらと思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 一般質問でも答弁申し上げたんですが、平成25年よりこの異物混入についての報告を統一しまして、センターで入ったもの、また配送先の学校で入ったもの全て報告するようにしたということで、件数は確かに増えております。ですから、今ほかにもあったんじゃないかということに関しては、これ全て正直に全ての数を上げさせていただいておりますので、これ以上隠したりはしておりません。

それから、処分につきましては、過去3年、今年も含めてですけども、については、私が全責任をとるのが妥当であるということで、私が今回の処分を受けるということで、ほかの職員についての具体的な処分はしておりません。ただ、口頭注意等は行っているということを申し上げます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第95号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第95号議案を採決いたします。

第95号議案を起立により採決をいたします。

第95号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(秋田裕三君) 全会一致、全員起立でした。

第95号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 所管事務等調査について

議長(秋田裕三君) 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りをいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第66回穴粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

9月議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

広く国内外に目を凝らせば激しい出来事の多い数カ月でありました。ドイツ及びその他の周辺国では、多くのシリア難民の受け入れ、あるいは中国経済の急落、国内では70年来の安保法案採決、鬼怒川の氾濫、阿蘇山の噴火など。なぜ、これほど不安定な出来事が起きるのでしょうか。多くの方がそう感じられているのではないかと思います。

海外のことはさておきまして、水害に遭われました常総市をはじめとする被災地の皆様には、一日も早い復興をお祈りいたします。9月議会中ではありましたが、議員の中より常総市への義援金申し出の声上がり、それぞれ同意の声が集まり、小さな善意を届けることができました。

ふるさと宍粟の動きといたしましては、千種認定こども園の開所式典などすばらしい出来事もありました。また、敬老会においては、100歳以上の方が32名と長寿を喜び合う姿がうれしく感じました。9月定例会においては、公共交通の具体策が示されるなど、少子高齢化問題への対応策がますます重要となっております。

また、平成26年度決算認定につきましては、厳しい議論が展開され、それぞれに適切妥当な結論をいただき、次年度予算組み立てへの方向性も含め、一定の結果が得られました。また、定例会中にもかかわりませず人口減問題につきましては、まち、ひと、しごと創生総合戦略への意見案をまとめるべく連日、各常任委員会を開催していただきまして、それぞれ貴重な意見を当局に示す運びとなっております。

このことは従前の議会にはなかったことで、公選で選ばれた議員による自治体の未来への意思決定の姿をあらわします。各常任委員長はじめ関係議員及び事務局の努力に感謝を申し上げます。

将来、必ず遭遇する人口減が起きようとも、ふるさと宍粟を守り抜くには生産性の向上なり、市民生活の質をさらに向上したふるさとづくりをしなければなりません。12月定例会にさらに真剣な議論の展開を期待するところであります。

最終日に当局から示されました当局3役の減給に関する条例につきましては、公務員として規律の範を示すものとして大きな意味があります。全ては市民の幸福に寄与する行為として、ひたすら公務に専念されることを期待しております。

議員も議会の使命を忘れず、品位のある行動、言動に努めなければなりません。常に市民の声に耳を澄まし、声なき声を聞き取り、宍粟市の未来像を見失うことなく、的確な政策提言を行い、当局行財政の運営が公平かつ民主的に行われるよう心を砕き、市民全体の福祉向上と地域社会の発展に寄与する議会を目指したいと強く思っております。

当局職員、議員各位におかれましては、今後ともより一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

終わりに皆々様の御多幸をお祈りし、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第66回宍粟市議会9月定例会の閉会にあたりまして、一言御

挨拶申し上げます。

朝夕の冷え込みとともに、ようやく秋の気配も感じられるようになりました。8月31日に開会いたしました第66回宍粟市議会定例会は、秋田議長、伊藤副議長をはじめ、議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきました。厚くお礼申し上げます。

今定例議会におきましては、社会保障・税番号法の施行に伴う宍粟市個人情報保護条例の一部改正、さらにまた平成27年度一般会計補正予算、平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定など、追加提案を含め、全32議案の重要案件につきまして慎重なる御審議いただき、適切な議決をいただきました。ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、先般の秋雨前線と台風18号による大雨では、北関東・東北地方で甚大な被害が発生しており、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日でも早く復旧、復興されますよう心よりお祈りする次第であります。

市内において、これから秋の訪れとともにスポーツの秋、文化の秋を迎え、市内各地では地区での運動会、文化祭、美術展などが開催を予定されております。市民の皆様が、このようなイベントや事業に集い、互いに交流を深めることがより活力ある、明るい元気なまちづくりに繋がるものと考えております。

また、来る10月25日には、山崎文化会館で市制10周年記念式典を開催することとしております。既に御案内をさせていただいておりますが、議員の皆様におかれましても、是非、御出席いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

この市制10周年を契機として、新たな宍粟市のまちづくりについて市民の皆様とともに英知を結集し、考えていく機会としなければならない、このように考えております。現在、4月からスタートした宍粟市の地域創生の取り組みとなる人口ビジョンや地域総合戦略の策定がいよいよ大詰めを迎えております。私は、これからのまちづくりのキーワードを「森」として、その「森」を起点として、観光、環境、産業などあらゆる分野に裾野を広げ、人口減対策、特に若者の定着等を講じていくことが必要であると考えております。

さらに、間もなくマイナンバー制度が施行されるにあたり、今定例議会においてもマイナンバーに係る条例改正を御審議いただきました。議会議長より、去る9月18日にマイナンバー制度の施行に伴う手続・情報管理の徹底についての申し入れがあったところでありますが、市としてもより安全対策を構築し、諸準備について粛々と進めていくこととしております。既に市民の皆様には広報等で御案内させ

ていただいておりますが、いよいよ10月からマイナンバーが通知されます。情報管理の徹底を図る上で、国・県に対し財政支援や技術指導を要望するとともに、市民の皆様の疑問、要望に的確に応えながら、制度のスムーズなスタートを目指したいと、このように考えております。

最後に、本定例会においても適正な職務執行と職員の綱紀粛正についても厳しい御意見をいただきました。職務執行上のミスに加え、職員の逮捕により市政全般の信用、信頼を損ねることとなり、責任ある者として重く受けとめ、今後、より先頭に立って信頼回復に努めていきたいと、このように思っています。

議員各位におかれましては、これからも十分健康に御留意され、ますます御活躍していただきますよう心より御祈念申し上げます。

以上をもって、第66回宍粟市議会9月定例会閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前11時50分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 山 下 由 美